



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 23日

静岡市長 難波 喬司 殿

提出者

住 所 静岡県静岡市清水区蒲原161
氏 名 日本軽金属株式会社 蒲原製造所
執行役員 所長 佐野 功和
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054-385-2117



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

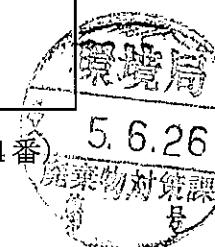
事業場の名称	日本軽金属株式会社 蒲原製造所
事業場の所在地	静岡県静岡市清水区蒲原161
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16-化学工業 23-非鉄金属製造業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 593億円
③従業員数	常時使用する従業員917人(内社員752名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	委託中間処理及びケミカル工場の廃油については一部自ら中間処理

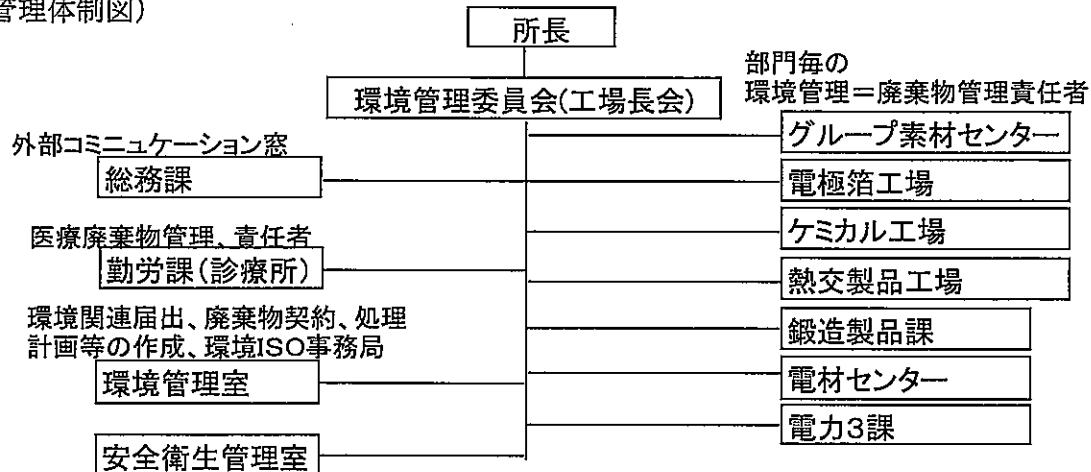
(日本工業規格 A列4番)

5.6.26



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	燃えがら	汚泥
	排出量	9.330 t	2807.658 t
(これまでに実施した取組)			
①現状	・燃えがら：置場の屋根設置		
	・汚泥：脱水の改善・管理		
②計画	・廃油：油水分離、廃食用油のBDF化		
	・廃酸・廃アルカリ：排水中和剤使用、微生物栄養剤として有価処分		
	・廃プラ：樹脂パレットの再利用		
	・木くず：木パレットの再利用		
【目標】			
	産業廃棄物の種類	燃えがら	汚泥
	排出量	10.000 t	1800.000 t
(今後実施する予定の取組)			
・4工場+6課の発生部門毎に個々に管理することで、 産業廃棄物を削減すべく設備改善及び製造工程を含め、ISO14001 活動を中心に、PDCAを廻していく。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥：再生用途向けに分別保管 分別強化 ・廃油：有価売却向けに小分け回収 ・廃プラ・木くず：パレット専用置場の設置、再利用の促進 ・金属くず：発生時に連絡を貰い有価金属を分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油：再生燃料化

廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
410.487 t	378.960 t	90.057 t	217.617 t

廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
1000.000 t	800.000 t	200.000 t	150.000 t

木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鉱さい	
44.760 t	635.804 t	11.470 t	256.220 t	4862.363 t

木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鉱さい	
40.000 t	500.000 t	100.000 t	300.000 t	4900.000 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(年度) 実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・重電設備から発生する絶縁油等を場内溶解炉燃料として使用 <p>※産業廃棄物としてのカウントは行っていない(有価物)</p>				
【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・油分析を行い、現状の燃料向け廃油の確保、維持 				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(令和4年度) 実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	廃油		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	1012.140	t	t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケミカル工場発生廃油を同工場廃油焼却炉で、焼却処分 				
【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	廃油		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	1250.000	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、設備を維持管理し、前年同様に自己処理を行う 				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度） 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で埋立処分又は、海洋投棄処分は行っていない 			
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t		
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、自社で埋立処分又は、海洋投棄処分する予定はない 					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	燃えがら	汚泥
	全処理委託量	9.330 t	2807.658 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	9.330 t	1751.198 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	1556.020 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分場の負荷を減らすべき、再生用途向けの中間処理業者の開拓 			

t	t	t	t

t	t	t	t

廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
410.487 t	378.960 t	90.057 t	217.617 t
184.177 t	303.420 t	90.057 t	125.877 t
139.365 t	101.500 t	— t	29.620 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

t	t	t	t

t	t	t	t

木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鉱さい	
44.760 t	635.804 t	11.470 t	256.220 t	4862.363 t
— t	0.066 t	11.470 t	220.670 t	2696.265 t
44.760 t	635.804 t	10.380 t	— t	2517.449 t
— t	— t	— t	— t	
— t	— t	— t	— t	

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	燃えがら	汚泥
②計画	全処理委託量	10.000 t	1800.000 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	450.000 t	
	再生利用業者への処理委託量	— t	550.000 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分場の負荷を減らすべき、再生用途向けの中間処理業者の開拓 ・優良認定処理業者、認定熱回収業者への委託推進 ・廃アルカリの自己中和処理の改善 				
※事務処理欄				

(第5面)-6

木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鉱さい	
40.000 t	500.000 t	100.000 t	300.000 t	4900.000 t
— t	— t	20.000 t	250.000 t	1260.000 t
40.000 t	— t	10.000 t	— t	1300.000 t
— t	— t	— t	— t	
— t	— t	— t	— t	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。